**原子力災害避難計画第12条に基づく避難場所、避難経路、避難手段、避難方法について**

案

**施設名：児童養護施設○○**

**平成　　年　　月　　日作成**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 具体的内容 | 備考 |
| 避難場所 | 児童養護施設：社会福祉法人△△△（松山市△△）  児童養護施設：社会福祉法人▽▽▽（松山市▽▽）  児童養護施設：社会福祉法人◇◇◇（松山市◇◇） |  |
| 避難経路 | 【経路１】国道378号（長浜・双海経由）　→　国道56号　 →　松山市内  【経路２】国道197号（夜昼トンネル経由）→　国道56号　 →　松山市内  【経路３】　　　　　〃　　　　　　　　　→　松山自動車道　→　松山市内 | ●●市（町）避難行動計画（平成○年○月）の避難経路による |
| 避難時の責任者とその役割 | 施設長が責任者となり避難行動に向けた対応を統括する。  【日中の対応（児童生徒が就学中）】  １　市（町）災害対策本部から警戒事態が発令されれば、予め定めていた班体制を取り、避難や屋内退避に向けた対応を図る。非番職員に参集を求め、自家用車を確保する。非常時持ち出し品を準備する。  　２　市（町）災害対策本部から帰宅指示が発令されれば、必要に応じて、未就学児や児童生徒を保育所や学校へ迎えに行く。未就学児や児童生徒が施設に到着後は、建物内の安全な場所で待機する。  　　　広域避難に備え、避難手段を確保し、やむを得ず車が不足する場合は、市（町）災害対策本部へ応援要請を行う。  　３　市（町）災害対策本部から避難指示が発令されれば、施設車両や職員の自家用車等で、上記避難経路により松山市内へ移動する。  【夜間・休日時の対応】  　１　市（町）災害対策本部から警戒事態が発令されれば、児童生徒を建物内へ移動させ、予め定めていた班体制を取り、避難や屋内退避に向けた対応を図る。非番職員に参集を求める。非常時持ち出し品を準備する。広域避難に備え、避難手段を確保し、やむを得ず車が不足する場合は、市（町）災害対策本部へ応援要請を行う。  　２　市（町）災害対策本部から避難指示が発令されれば、施設車両や職員の自家用車等で、上記避難経路により松山市内へ移動する。 | 施設長不在時は○○が責任者となる。  班体制及び役割分担表は別紙のとおり。 |
| 避難手段及び  避難方法 | 児童生徒及び職員は、施設車用および職員の自家用車に分乗して避難する。  　施設車両　　　○○○○　　　　　　定員　人  職員自家用車　○○○○　　　　　　定員　人 |  |
| 緊急時連絡体制 | 職員間の緊急連絡網及び関係機関連絡表を作成する。 |  |